



蓬田村庁舎建設設計等業務  
実施設計説明書

令和5年5月

■ a. 設計方針

設計方針

■災害時の機能維持に優れ、安全性の高いシンプルな庁舎

- ・防災の拠点として、地震や浸水などの自然災害に対して、安全な計画をするとともに、災害発生時においても、災害対策機能を保持するため、3日間を目標にライフラインが維持できる計画とします。
- ・官庁施設に求められる耐震安全性Ⅰ類(重要度係数1.5)を最低条件として捉え災害拠点としての構造・機能を備えた計画とします。
- ・地震に強いシンプルな箱型の整形とし安定性の高い、構造計画とします。各階フロアの十分な視認性を確保することで、安全な避難や早期の災害対応を可能とします。

■だれもが利用しやすく、来庁者に優しい庁舎

- ・ユニバーサルデザインにより、すべての人に優しい庁舎を計画します。風除室、縦動線、トイレなどをわかりやすい位置に配置し、明快な動線とすることで、使い勝手の良い庁舎を目指します。
- ・執務室エリアと一般エリアは動線分離を基本とし、管理運営上のセキュリティを考慮したゾーニング計画とします。
- ・執務エリアは関係各課を集約配置し、相互連携もしやすい計画とします。

■効率的な機能性及び、見通しやすさ、将来改変の柔軟性に優れた事務空間

- ・印刷室や、給湯室、職員共有室は執務エリアに近接配置させ、効率の良いゾーニング計画とします。
- ・執務エリアに極力柱を設けないことで、窓口カウンターからの見通しが良く、職員間の連携や、将来のレイアウト改変にも対応しやすい計画とします。

■蓬田村の地域特性を用いたデザイン

- ・蓬田村の気候風土を考慮のうえ、機能性をもった外観デザインとします。
- ・内部デザインや内装仕上材は、県産・地場産材による木材を取入れ、優しさと温かみのある空間構成とします。使用木材の寸法や天井の高さなどヒューマンスケールにより構成することで、来庁者にとって居心地の良い空間を実現します。

■LCC（ライフサイクルコスト）(注1)削減を目指した、環境配慮型庁舎

- ・コンパクトな形状によりメンテナンス範囲を縮小、将来的な改修・設備更新も容易としLCC（ライフサイクルコスト）を低減します。
- ・LED照明器具や、便所等における超節水型衛生機器の採用により、機器更新費用や水光熱費用を削減します。

■利用目的に合わせて村民活動スペースとして活用

- ・階段、エレベーター、執務室との間を区画するセキュリティラインを設ける事で、夜間や休日に村民ホールを活用した村民協働活動が可能な計画とします。
- ・新庁舎の西面に村民広場を設けます。普段は村民憩いの場やイベント会場として利用し、災害時には防災拠点となります。

■ b. 関係法令への対応

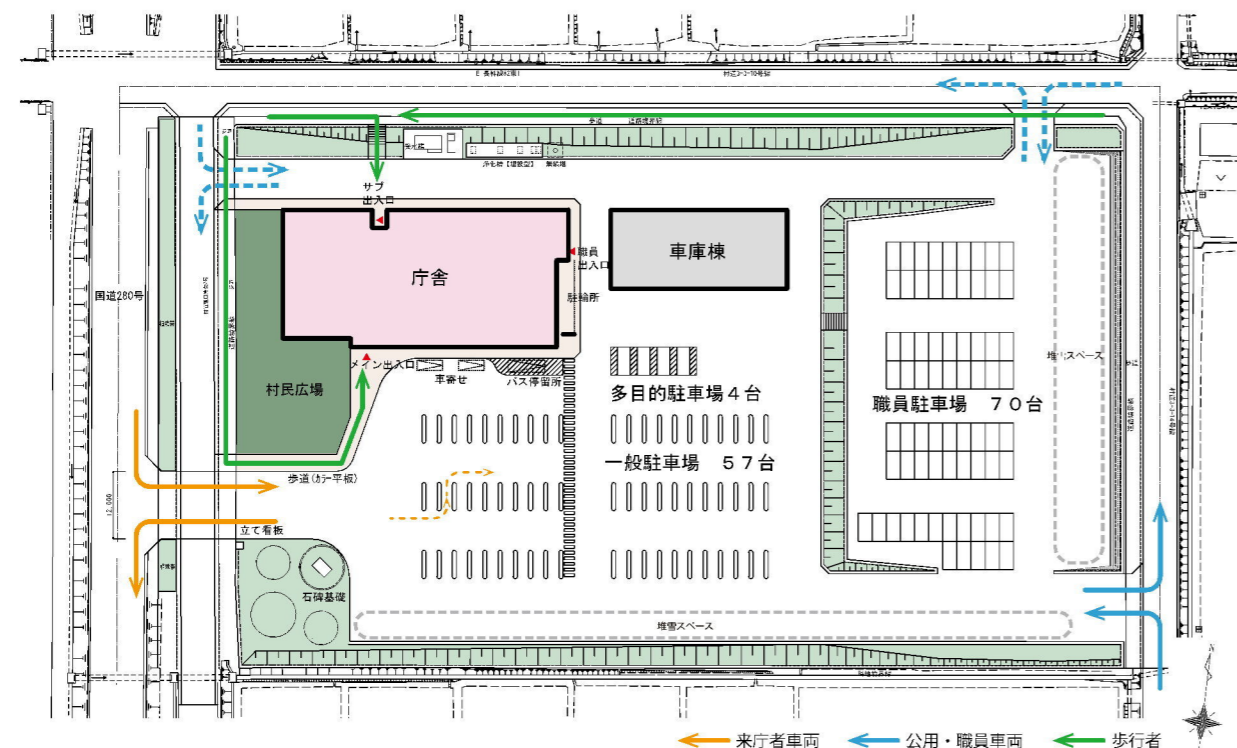
以下 関係法令に適合

法令 条項		概要	
建築基準法	法第19条	敷地の衛生及び安全	
	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第3章第2節	構造部材等	
	令第3章第5節	鉄骨造	
	法第20条	令第3章第6節	鉄筋コンクリート造
	令第3章第7節の2	構造方法に関する補則	
	令第3章第8節（第81条第2項第1号イに規定する保有水平耐力計算等による場合に限る。）	構造計算	
	法第21条	大規模の建築物の主要構造部	
	法第22条	屋根	
	法第23条	外壁	
	法第24条の2	建築物が第22条第1項の市街地の区域の内外にわたる場合の措置	
	法第28条	居室の採光及び換気	
	法第31条	便所	
	法第32条	電気設備	
	法第34条	昇降機	
	令第5章第2節	廊下、避難階段及び出入口	
	令第5章第3節	排煙設備	
	法第35条	令第5章第4節	非常用の照明装置
	令第5章第6節	敷地内の避難上及び消火上必要な通路等	
	法第35条の3	無窓の居室等の主要構造部	
	法第36条	令第2章第2節	居室の天井の高さ、床の高さ及び防湿方法
令第2章第3節		階段	
令第109条の2の2		主要構造部を準耐火構造とした建築物の隅間変形角	
令第112条		防火区画	
令第114条		建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁	
令第129条の2の4（第2号に限る。）		建築設備の構造強度	
令第2章第4節（第32条及び第35条を除く。）		便所	
令第115条		建築物に設ける煙突	
令第129条の2の5		給水、排水その他の配管設備の設置及び構造	
令第129条の2の6		換気設備	
令第5章の4第2節	昇降機		
法第37条	建築材料の品質		
法第63条	屋根		
法第64条	外壁の開口部の防火戸		
法第68条の9	都市計画区域及び準都市計画区域以外の区域内の建築物に係る制限		
法第86条の7	令第137条の2	構造耐力関係	
消防法 第17条	消防用設備等の設置		
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項	開発行為の許可（ただし、当該地は事務処理市町村として第34条の2第1項に基づく協議成立による開発許可）		
都市計画法 第37条	開発行為に関する工事完了公告前の建築の承認		
農振法（昭和44年法律第58号）第13条	農業振興地域整備計画の変更（農振除外）		
農地法（昭和27年法律第229号）第5条	農地転用許可		
水道法			
浄化槽法			
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律			



c. 建築に関する考え方

■配置計画



■敷地概要

所在地 : 蓬田村大字阿弥陀川字汐干 地内  
 敷地面積 : 15,402.16 m<sup>2</sup>  
 用途地域 : 指定なし（都市計画区域外）  
 防火地域等 : 指定なし（屋根防火）  
 絶対高さ制限 : 指定なし  
 許容容積率 : 200%  
 許容建ぺい率 : 60%

日影規制 : 無し  
 高度地区 : 無し  
 その他 : 農業振興整備計画内農用地区域  
 駐車台数 : 131台（来庁者61台、職員70台）  
 駐輪台数 : 15台

■建築概要（庁舎棟）

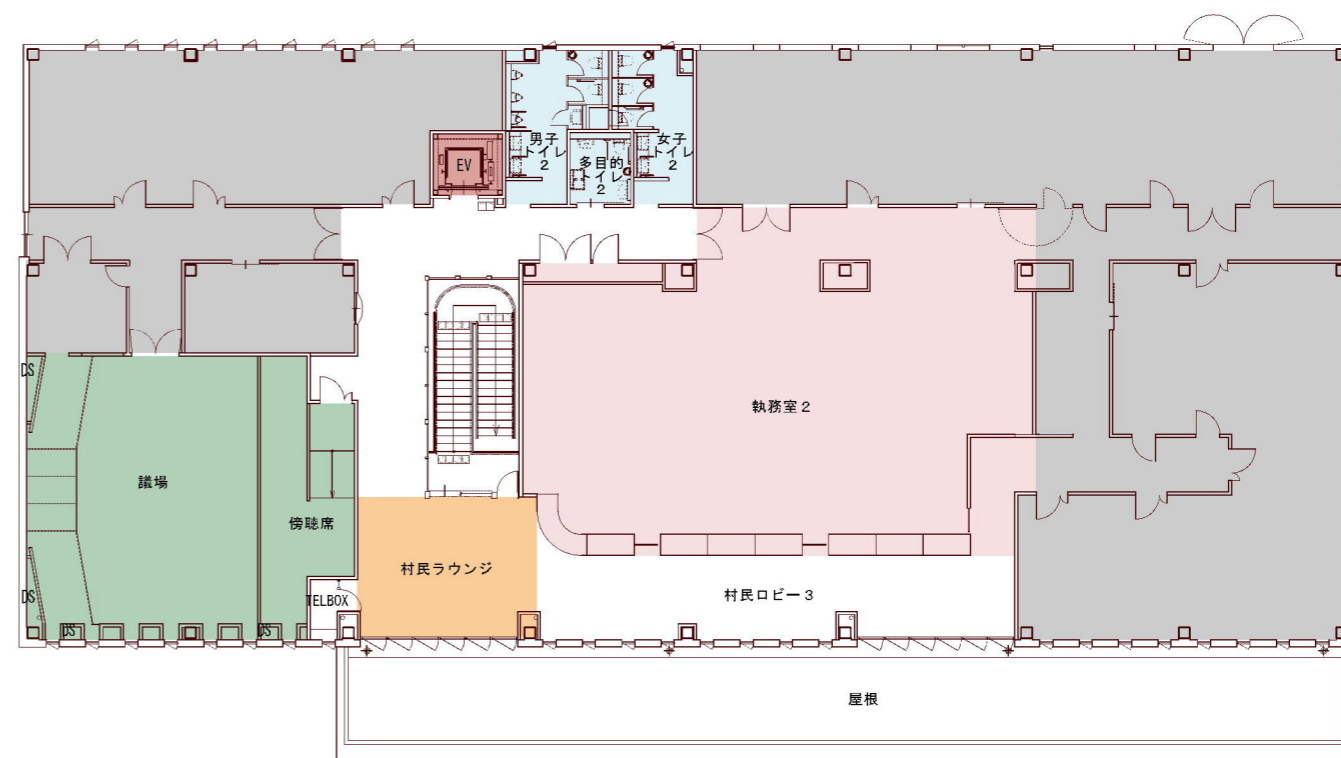
用途 : 庁舎（事務所）  
 規模・構造 : 地上2階、鉄骨造  
 基礎形式 : 杭基礎  
 建築面積 : 1,287.48 m<sup>2</sup>  
 延床面積 : 2,372.23 m<sup>2</sup>  
 最高高さ : 13.35m  
 耐震安全性 : 重要度係数 構造体Ⅰ類（1.5）  
 : 非構造部材 A類

耐火 : 耐火建築物  
 その他 : 省エネ性能（ZEB ready 同等）

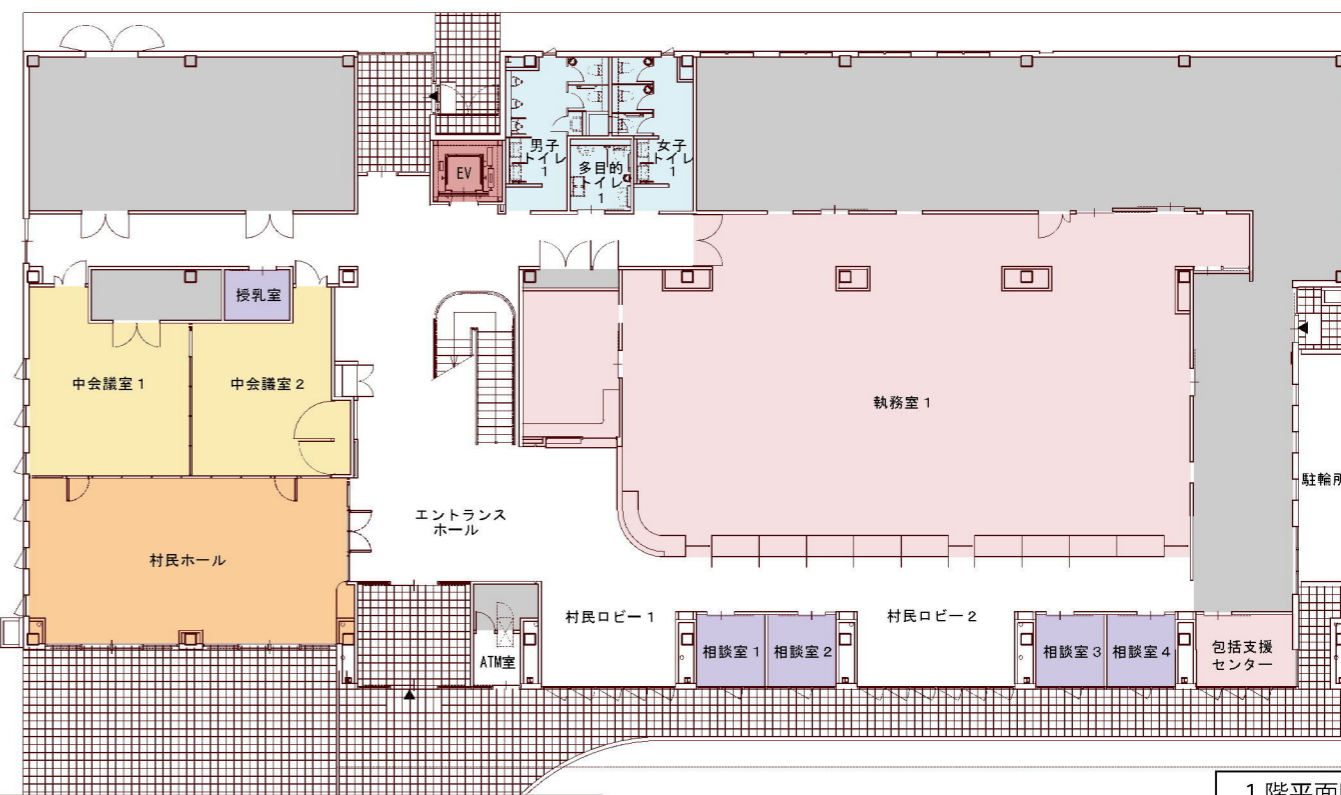
庁舎棟面積表

PHF	16.76 m <sup>2</sup>
2F	1,151.30 m <sup>2</sup>
1F	1,204.17 m <sup>2</sup>
合計	2,372.23 m <sup>2</sup>

■平面計画（庁舎棟）



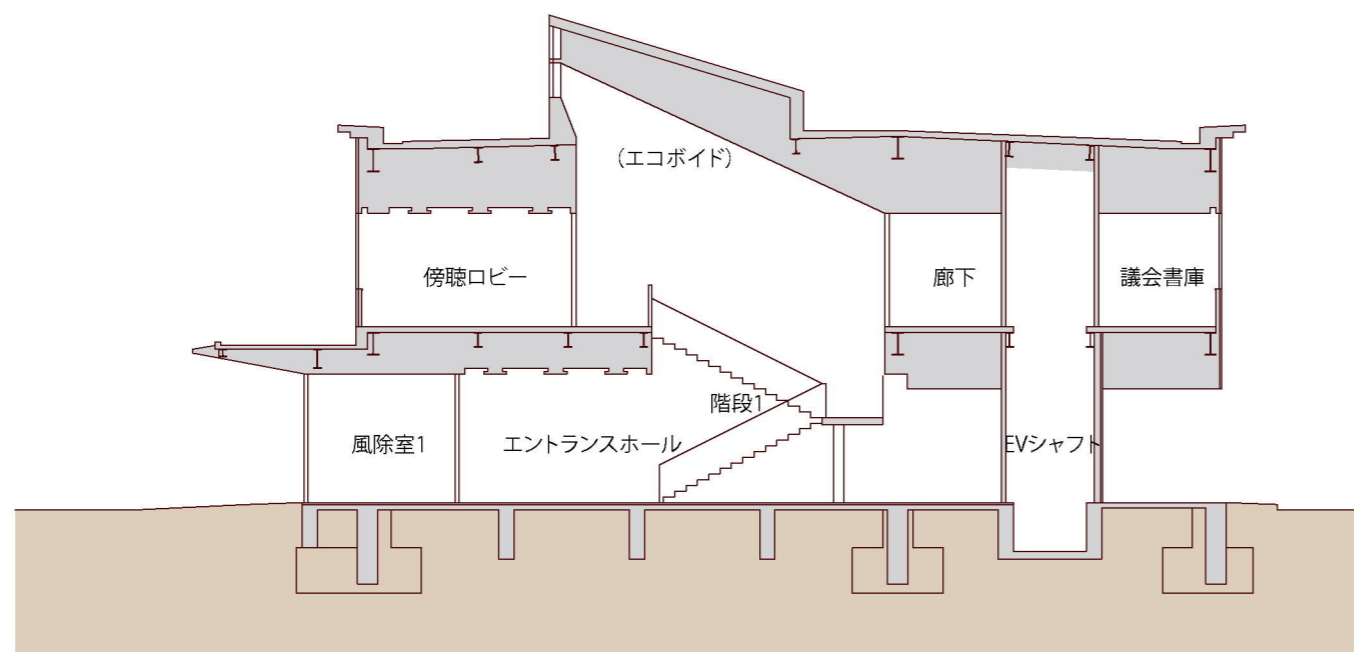
2階平面図



1階平面図

凡例  
 ■ 事務・執務 ■ 村民ホール ■ 会議室 ■ トイレ ■ 議室 ■ 相談室・授乳室 ■ 管理エリア ■ エレベーター

■断面計画（庁舎棟）



南北方向断面図

■基本的な考え方（庁舎棟）

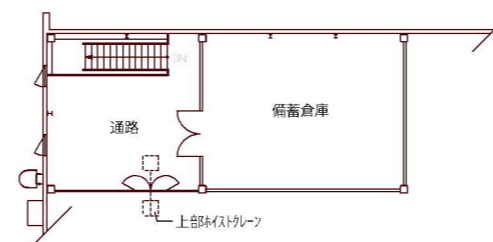
- ・執務エリアの階構成は、村民の利用頻度が高い窓口部門を1階に集約し、2階には専門性の高い管理部門を中心に配置します。  
独立性が求められる議会部門は2階西側にまとめて配置し、機能別ゾーニングを実現します。
- ・村民が利用する中央階段には、エコボイドと称するハイサイドライトを設け、明るく開放的な空間を演出します。中間期には自然換気により、空調負荷低減に配慮します。
- ・1、2階執務室は、自由に行き来できるスタッフ専用階段でつながり、職員の業務効率を向上させます。
- ・屋根形状は、風の強い計画地において、雪が飛ばされ積雪しづらい、フラット型無落雪屋根を採用します。
- ・執務室空間は、床吹き出し空調の採用により底冷え感がなく、設定温度が必然的に下げられ、省エネに寄与します。
- ・空調設備機器は、屋内に配置することで、機器の長寿命化、メンテナンスのし易さに寄与します。

■建築概要（車庫棟）

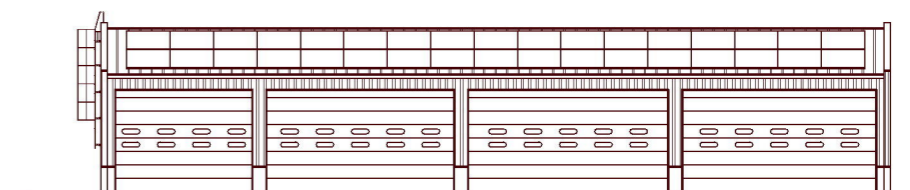
- 用途 : 車庫
- 規模・構造 : 地上2階、鉄骨造
- 基礎形式 : 杭基礎
- 建築面積 : 533.59 m<sup>2</sup>
- 延床面積 : 522.49 m<sup>2</sup>
- 最高高さ : 6.70m
- 耐震安全性 : 重要度係数 構造体Ⅲ類 (1.0)
- 耐火 : 準耐火建築物

車庫棟面積表

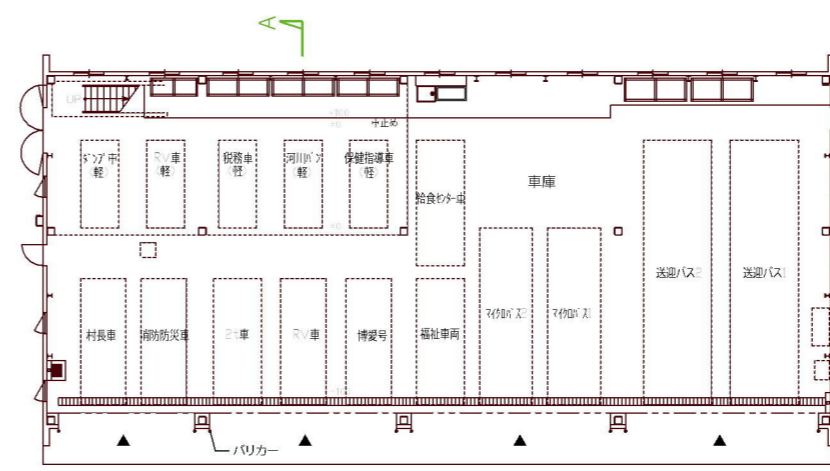
2F	84.99 m <sup>2</sup>
1F	437.50 m <sup>2</sup>
合計	522.49 m <sup>2</sup>



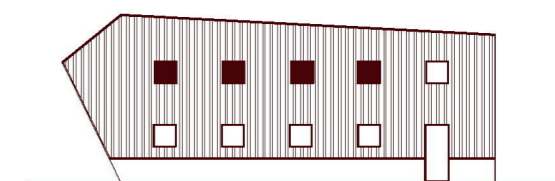
2階平面図



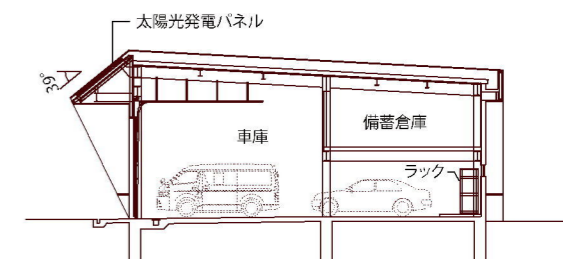
南立面図



1階平面図



東立面図



A断面図

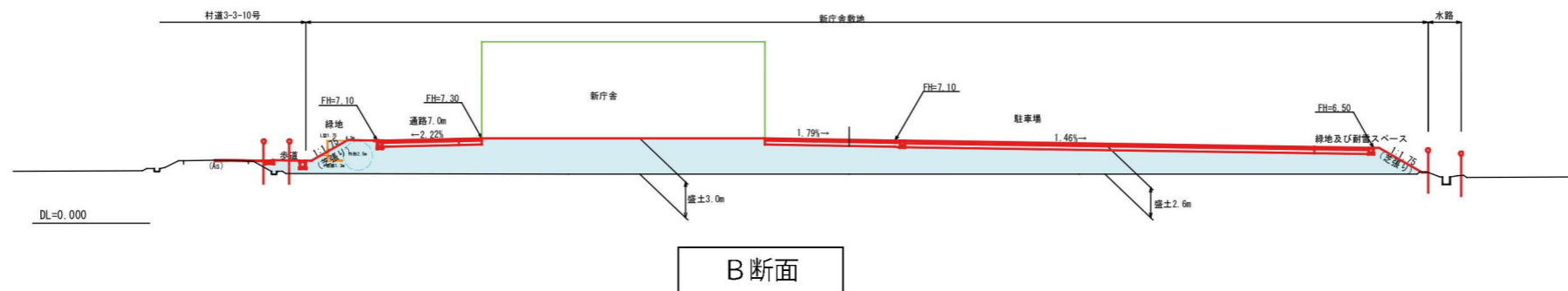
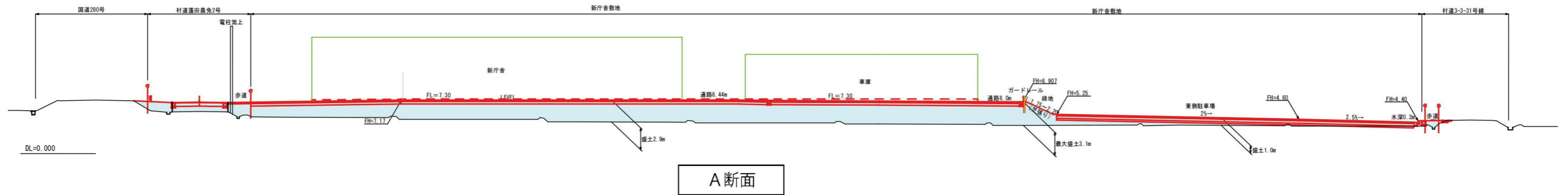
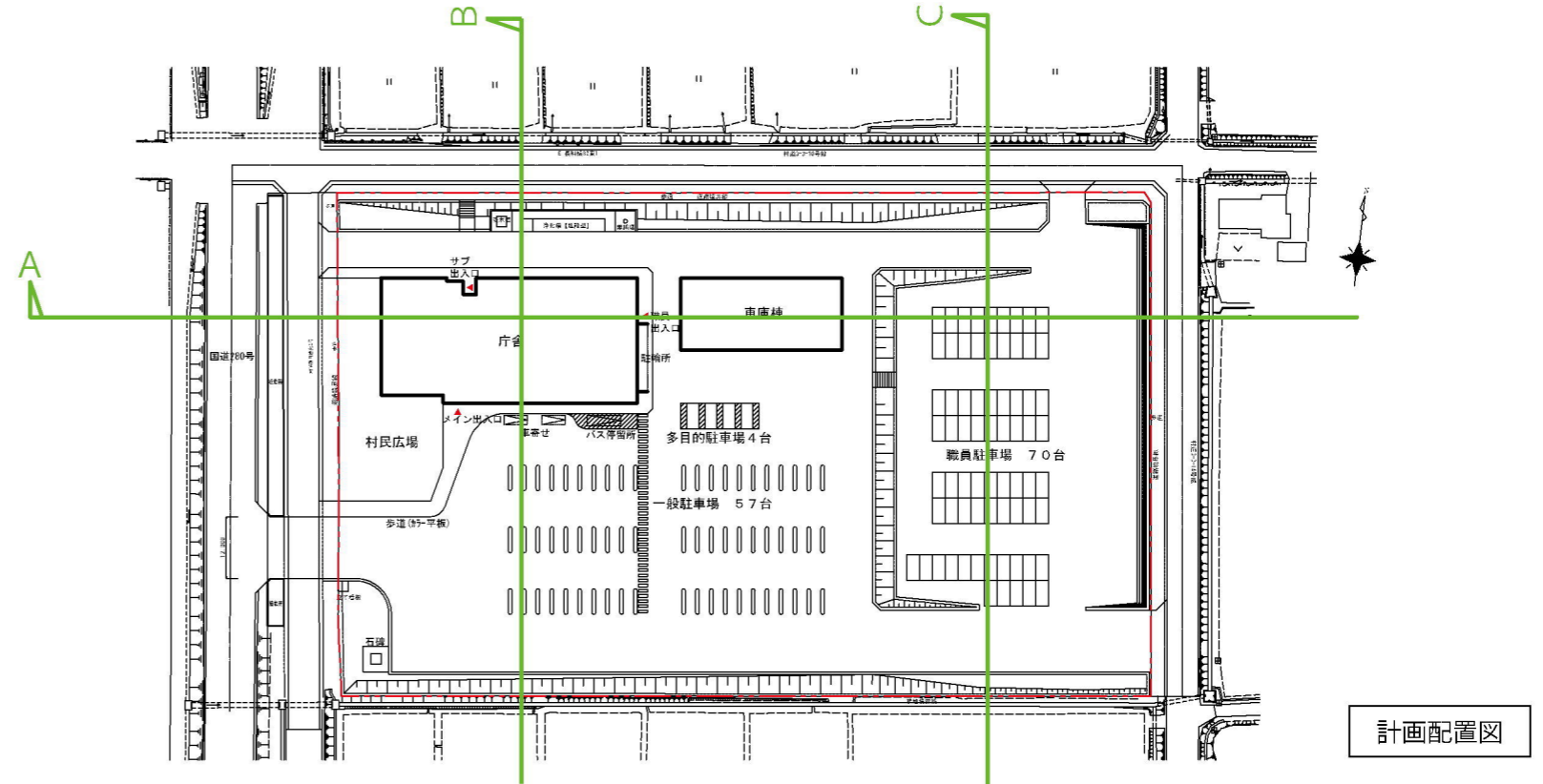
■基本的な考え方（車庫棟）

- ・1階には、現時点で村の所有する公用車両14台と送迎バス2台を格納する。  
2階には、村役場職員60人の3日分に相当する備蓄が可能な倉庫を設ける。
- ・全車両のタイヤを車庫内に保管する。
- ・車庫内に軽微な点検整備が出来る工具等を置くスペースを確保する。
- ・冬季の風雪による影響が少ない、南面を車両出入口とする。
- ・庁舎の常用電源及び、非常用電源として、約14kw相当の太陽光発電パネルを南面に設ける。
- ・2階備蓄倉庫への搬入搬出を容易にする為、ホイストクレーン（300kg対応）を設ける。



■ 造成・外構に対する考え方

- ・ 国道 280 号から庁舎へのアクセスのし易さに配慮し、西側庁舎建設地エリアは、国道レベルまで約 3.0m 盛土します。
- ・ 東側職員駐車場エリアは、周辺の村道レベルに合わせて約 1.0m 盛土に押える事で、購入土量を押えます。
- ・ 高低差の処理は極力自然法面によります。
- ・ 敷地内の雨水排水は、北東側の既設用水路に集約排水します。
- ・ 車両通行部分は、全てアスファルト舗装とします。
- ・ 村民広場は、イベント会場としての差別化を図る為、コンクリート平板敷とします。



凡例

	外構仕上
	盛土
	現況断面線





外観パース1

### ■外観に対する考え方

- ・ 田園地帯に調和する、水平ラインを強調した外観とします。屋根形状や庇は、シャープな印象を与えるデザインとしました。
- ・ 国道に面する、西側外壁は、村の情報発信と位置づけサインウォールとしました。
- ・ 1階南側に迫り出した大庇は、車寄せの雨除けとして機能し、自然と人を呼び込む形状としました。
- ・ 4面全てに設けた軒が、雨垂による汚れから外壁を守り、外壁の修繕間隔の長期化に寄与し、LCC削減となります。
- ・ 開口部からの熱損失を低減し、省エネに寄与する為、西面・東面の窓は必要最小限としました。
- ・ 外壁材は成形セメント板を基材に、タイル貼や耐候性塗装で構成し、永きにわたり、村民に親しまれる外観デザインとしました。
- ・ 外周巾木部は、積雪や除雪による損傷リスクを低減する為、コンクリート製の立上りを設けました。



外観パース2



外観パース3





内観パース1 (エントランスホール)



内観パース2 (村民ラウンジ)



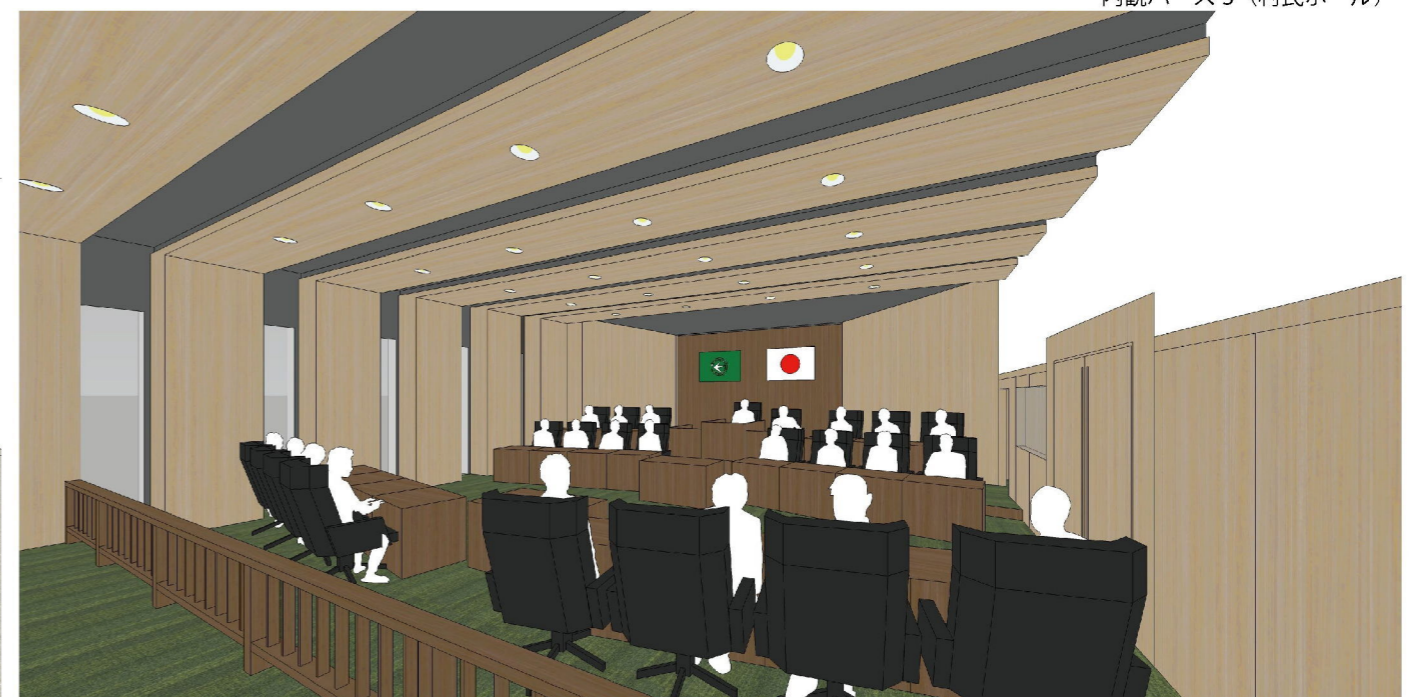
内観パース3 (村民ホール)

■内観に対する考え方

- ・シンプルなデザインの内観とすることで、永きにわたり親しまれる庁舎を目指しました。
- ・村民や職員など施設利用者へ優しさと温かみ、安心感を与える空間構成としました。
- ・内装材は極力汎用品を採用し、コストに配慮しました。
- ・汚れにくく且つ防滑性に優れた仕上材等を採用し、メンテナンス性、機能性、耐久性に優れた計画としました。



内観パース4 (大会議室)



内観パース5 (議場)



